

【参考3】根拠規定等

公営住宅法

（家賃の決定）

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃（次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅（その敷地を含む。）の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、国土交通省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例でさだめなければならない。

広島県営住宅設置、整備及び管理条例

（家賃の減免又は徴収猶予）

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要とすると認める者に対して、別に定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

一 入居者（同居者を含む。以下この条において同じ。）の収入が著しく低額であるとき。

二 入居者が病気にかかったとき。

三 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

四 その他知事が特に必要があると認めるとき。

県営住宅家賃減免等の基準及び事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県県営住宅設置及び管理条例（平成9年広島県条例第13号。以下「条例」という。）の規定に基づき、家賃及び敷金の減免又は徴収猶予を行う場合の基準等を定めることにより、住宅管理の適正を図ることを目的とする。

(家賃の減免の基準)

第2条 条例第15条の規定による家賃の減免は、次の各号のいずれかに該当し、家賃の納付が著しく困難であると認められるものについて行うことができる。

- 一 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けているとき

家賃が生活保護法に基づく住宅扶助として認定された額（以下「住宅扶助認定額」という。）を超える場合はその超える額の範囲内で減免することができる。

減免の額の範囲＝家賃－住宅扶助認定額

ただし、生活保護受給者が疾病による入院加療のため、住宅扶助の支給を停止された場合は、その停止された期間に応じ家賃を免除することができる。

- 二 入居者の収入が著しく低額であるとき

入居者の最近1年間の平均月額収入が、生活保護法に基づく生活扶助基準額及び教育扶助基準額の合計額に生活扶助基準額（基準生活費に限る。）の30パーセントに相当する額と家賃を加えた額（10円未満は切捨とする。以下「減免基準額」という。）に満たない場合で、将来にわたって収入の増加の目途がたたない場合は、その満たない額の範囲内で次のとおり減免することができる。ただし、特別の事情がある場合は、この減免率を超えて減免することができる。

減免基準額に満たない額の減免基準額に対する割合		減免率
5%未満		10%
5%以上	10%未満	20%
10%以上	15%未満	30%
15%以上	20%未満	40%
20%以上	30%未満	50%
30%以上	40%未満	60%
40%以上		70%

- 三 入居者が疾病にかかったとき

入居者が3月以上の療養を要する疾病にかかった場合で、入居者の最近1年間の平均月額収入から、その療養に要した平均月額実費を差し引いた額が減免基準額に満たない場合は、その満たない額の範囲内で前号に準じて減免することができる。

四 入居者が災害により著しい損害を受けたとき

入居者が水害、火災その他これらに類する災害により、容易に復旧しがたい損害を受けた場合で、入居者の最近1年間の平均月額収入から生活必需品を復旧するに要する費用の12分の1を差し引いた額が減免基準額に満たない場合は、その満たない額の範囲内で第2号に準じて減免することができる。

五 県内の市町が設置する住宅の入居者が当該住宅の用途廃止に伴い県営住宅に移転したとき

県内の市町が公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、国の補助又は無利子の貸付けを受けて建設、買取り又は借上げを行い、住民に賃貸し、又は転貸するために設置する住宅及びその附帯施設の用途の廃止に伴い、当該住宅の入居者を県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する住宅の家賃が従前の住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、新たに入居した住宅の家賃の額から従前の住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の上欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率を乗じた額を減免することができる。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

六 その他知事において特別の事情があると認めたときは、前各号に準じて減免することができる。

（家賃の徴収猶予の基準）

第3条 条例第15条の規定による家賃の徴収猶予は、前条第2号、第3号、第4号及び第6号の理由により家賃の納付が困難な場合で、近い将来、家賃の支払能力が回復すると認められる場合に行うことができる。

（収入超過者又は高額所得者の家賃の減免及び徴収猶予の基準）

第4条 条例第29条第2項又は第31条第3項の規定による収入超過者（改良住宅の入居者にあつては、公営住宅の入居収入基準を超えない者を除く。）又は高額所得者の家賃の減免及び徴収猶予は、第2条（第1号、第2号及び第5号を除く。）及び第3条の基準に準じて処理するものとする。

（敷金の減免及び徴収猶予の基準）

第5条 条例第17条第2項の規定による敷金の減免及び徴収猶予は、第2条及び第3条の基準に準じて処理するものとする。

(減免の承認時期)

第6条 家賃(収入超過者又は高額所得者の家賃を含む。以下同じ。)の減免は、申請書を受理した日から行うものとする。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものについては、第2条から第4条までの規定にかかわらず、家賃の減免又は徴収猶予は行わない。

- 一 知事から住宅の転入居を指示され、これに相当な理由がなく従わない者。
- 二 不正行為による増築、同居若しくは用途変更等の保管義務違反がある者。

(減免又は徴収猶予する期間等)

第8条 減免期間は、1年以内(会計年度範囲内とする。)とし、必要に応じ更新するものとする。

2 徴収猶予期間は、6月以内とする。ただし、家賃に滞納がある場合における家賃の徴収猶予期間は、その滞納期間を併せて6月を超えない範囲内とする。

3 減免又は徴収猶予の承認事由について、次に掲げる状況変更があったときは変更事由を証明する書類を提出させて更正するものとし、減免又は徴収猶予したことについて、その事実でないことが判明したときは承認を取り消すものとする。

- 一 生活保護法により、新たに住宅扶助を受けるようになったとき又は住宅扶助を停止され若しくは廃止されたとき。
- 二 入居世帯員数に増減があったとき。
- 三 入居者の収入に増減があったとき。
- 四 家賃の減免又は徴収猶予を必要とした事由がなくなったとき。

(申請手続)

第9条 減免又は徴収猶予を受けようとする者は、広島県営住宅管理規則(平成10年広島県規則第9号)第12条第1項の規定による減免(徴収猶予)申請書に、次の各号に掲げる証明書等を添付して提出しなければならない。

- 一 第2条第1号の規定に該当する者は、住宅扶助認定額を明記した生活保護受給証明書
- 二 第2条第2号の規定に該当する者は、最近1年間の収入を証明する書類、市(町・村)・県民税課税台帳記載事項証明書(直近年度のものを、以下同様とする。)
- 三 第2条第3号の規定に該当する者は、診療を受けている医師の入院(通院)証明書及び本人負担分医療費証明書、最近1年間の収入を証明する書類、市(町・村)・県民税課税台帳記載事項証明書
- 四 第2条第4号の規定に該当する者は、その者の居住地を管轄する消防署又は警察署の損害証明書、災害関連支出金を領収した者のその領収を証する書類、最近1年間の収入を証明する書類、市(町・村)・県民税課税台帳記載事項証明書
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 前項の証明書は、減免又は徴収猶予を受けようとする理由が発生した日から 60 日以内に提出しなければならない。ただし、知事において特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(収入の認定)

第 10 条 家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に当たって認定する入居者の収入の種類は、生活保護法に基づく生活保護に当たって認定する収入の種類を準用する。

(実態調査)

第 11 条 入居者から減免又は徴収猶予の申請を受けた場合は、その可否を判断するため必要に応じて実態調査を行うものとする。

(減免の承認等の手続)

第 12 条 減免の承認は、提出された申請書及び添付された証明書等並びに実態調査の結果等により基準に該当する者について行い、申請者に別記様式第 1 号により通知する。基準に該当しない者については、不承認として申請者に別記様式第 2 号により通知する。

(徴収猶予の承認等の手続)

第 13 条 徴収猶予の承認又は不承認の審査方法及び手続は、前条の規定に準じて行い、承認は別記様式第 3 号、不承認は別記様式第 2 号により通知する。

附 則

1 この要領は、昭和 52 年 3 月 1 日から施行する。ただし、昭和 51 年 12 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までに提出された昭和 51 年 12 月分から昭和 52 年 2 月分までの相当月分の係る第 2 条第 2 号に相当する申請で知事が必要と認めたものについては、改正前の要領第 2 条の規定にかかわらず、改正後の要領第 2 条の定めるところによる。

2 現に施行している県営住宅家賃減免等の基準並びに事務取扱要領は、昭和 52 年 2 月 28 日をもって廃止する。

附 則

この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年 12 月 1 日から施行する。

ただし、平成元年 11 月 30 日までに提出された、平成元年 12 月分から平成 2 年 3 月分までの相当月分に係る第 2 条第 2 号に相当する申請で、知事が特に必要と認めたものについては、改正前の要領第 2 条の規定にかかわらず、改正後の要領第 2 条の定めるところによる。この場合の県営住宅家賃減免承認通知書は、別記様式第 4 号による。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

住 宅 名	区分又は 号館号室	氏 名

添付書類の確認票

【共通】

必 要 書 類		確 認	返 却
県営住宅入居申込書		☐	()
住民票等	住民票の写し 登録原票記載事項証明書 住民票記載事項証明書	☐	()
課税台帳記載事項証明書（所得証明書）		☐	()
収入を証明する書類	年金証書等 源泉徴収票 給与支給証明書 確定申告の控え 収支明細書 雇用保険受給資格者証 生活保護受給証明書	☐	()
県営住宅申込票		☐	()
抽選通知用ハガキ・抽選結果通知用ハガキ		☐	()

【その他】

必 要 書 類		確 認	返 却
単身者	戸籍謄本又は抄本 自活状況申立書	☐ ☐	() ()
婚約中	婚約証明書 戸籍謄本又は抄本 退職（予定）証明書等	☐ ☐ ☐	() () ()
親族関係確認不可者	戸籍謄本	☐	()
特組，単身者，裁量 階層等	ひとり親世帯 確認書類	☐	()
	心身障害者世帯（単身） //	☐	()
	戦傷病者（単身） //	☐	()
	原爆被爆者世帯（単身） //	☐	()
	中国残留邦人等（単身） //	☐	()
	引揚者世帯（単身） //	☐	()
	災害，不良住宅撤去世帯 //	☐	()
	ハンセン病入所者等世帯（単身） //	☐	()
	親子ペア //	☐	()
	DV 被害者（単身） //	☐	()

誓 約 書

1 令和____年____月____日までに次の書類を提出します。

※ 指定期日までに提出のない場合は、公開抽選の対象外となります。

【該当者氏名： _____】

- ・住民票等 ・課税台帳記載事項証明書
- ・収入を証明する書類 ・抽選通知用ハガキ、抽選結果通知用ハガキ
- ・婚約証明書
- ・その他（ _____ ）

2 入居可能日までに次の書類を提出します。

【該当者氏名： _____】

- ・退職証明書（退職日が入居可能日より前のもの）

3 入居可能日から3か月以内に入籍し、婚姻確認書類を提出します。

以上の誓約を実行しないとき、又は、提出書類が申請内容と相違するときは、
入居の許可を取り消されても異議を申しません。

令 和 年 月 日

広島県 様

（〒 - ）

氏 名（自署）

県営住宅家賃減免判定表

住宅名	号館	号室	裁量階層	入居者氏名	家賃(F)	住宅コード	受理日	点検者	印						
					20,000 円										
減免率(H)	減免額	減免後の家賃	減免期間	特記事項											
70 %	14,000 円	6,000 円	R7.4.1 ~ R8.3.31												
減免区分				減免理由	減免方法										
① 一般 2 生保 9 その他				① 収入低額 2 疾病 3 生保 4 災害 9 その他	① 減免率 2 減免後額										
減免基準額 G 内訳							収入認定額 H 内訳								
入居者情報	1-2 【1級地-2】広島市, 呉市, 福山市				生年月日	年齢(現在)	年齢(学年)	学年							
					1	S15.02.01	85	85							
					2	S51.08.18	48	48							
	基準日 学年計算 R7.4.1				3	R06.01.01	1	1	未就学 -						
	基準日 現在年齢 R7.4.1				4	R06.01.01	1	1	未就学 -						
	母子加算 <対 象> ※下の母子加算の計算と連動				5										
					6										
					7										
					8										
					9										
				10											
基準生活費	第1類				第1類 通減率	年金									
	年齢	人数	基準額	別表4人	人数	通減率									
	75	1	38,690	0	4人	0.6600									
	70 ~ 74		45,060	0	第2類										
	65 ~ 69		45,060	0	人数	基準額	冬季加算								
	60 ~ 64		45,520	0	4人	-	48,900	4,580							
	41 ~ 59	1	45,520	0	10人以上/人		2,760	180							
	20 ~ 40		45,520	1090	合計		48,900	4,580							
	18 ~ 19		45,520	2550											
	15 ~ 17		47,790	1050											
12 ~ 14		47,790	1050												
6 ~ 11		45,060	0												
3 ~ 5		43,240	0												
0 ~ 2	2	43,240	0												
合計	4	170,690	0												
C	A: 基準額 第1類 170,690 × 通減率 0.6600 + 第2類 48,900 + 経過加算 0 + 特例加算 4,000 = 165,555														
	B: 基準額 157,874														
	A > C														
	165,555 > 157,874 = 165,555														
					C'	冬季加算1/5	C=C'+冬季								
					165,555	916	166,480								
					※端数調整後 ※上記C'は端数調整前										
D	妊産婦加算	妊娠6か月未満		9,130	0										
	妊産婦加算	妊娠6か月以上		13,790											
	放射線障害者加算	産婦(出産後6か月まで)		8,480											
	放射線障害者加算	医療特別手当受給者		45,760											
	放射線障害者加算	特別手当受給者		22,880											
	障害者加算	障害1・2級, 国民年金法1級, 精神障害1級, 知的障害○A, A		26,810											
	障害者加算	障害3級, 国民年金法2級, 精神障害2級, 知的障害○B		17,870											
	障害者加算	上記に加えて, 日常生活において常時介護が必要		15,690											
	障害者加算	障害1.2級等で同一世帯者が介護 (ア)		13,150											
	障害者加算	介護人をつけるための費用がある (イ) ※70,360円以内で実費													
E	児童養育加算	第1子及び第2子	中学校終了~18歳に達し最初の3/31まで	10,190											
	児童養育加算	3歳以上~中学校終了前		10,190											
	児童養育加算	3歳未満		14,520											
	児童養育加算	中学校終了~18歳に達し最初の3/31まで		10,190											
	児童養育加算	中学生		10,190											
	児童養育加算	小学校終了前		14,520											
	母子加算	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は20歳未満の障害児を養育しなければならない場合	児童1人目	18,800											
	母子加算		児童2人目	4,800											
	母子加算		児童3人以上	2,900											
	母子加算	母子加算経過措置													
F	4人以上世帯	入院・入所者数		0											
	0 ~ 2			0											
	3 ~ 5			0											
	6 ~ 11			0											
	12 ~ 14			0											
	15 ~ 17			0											
	18 ~ 19			0											
	児童計	0		0											
	教育費	小学校	基準費	5,014											
	教育費	中学校	給食費	4,850											
教育費		基準費	11,084												
教育費		給食費	5,543												
★障害者加算又は母子加算について, 同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には, いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとし, 相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には, 当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし, 障害者加算のうち, 上記表中(ア)又は(イ)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は, 重複調整を行わないで算定するものとする。															
減免基準額 G	C 166,480 + D 0 + E 0 + C×0.3 49,944 + 家賃(F) 20,000					236,420 円/月									
収入認定額 H	[収入額] 計 83,333 - [控除額] 計 22,000					61,333 円/月									
H ≥ G	H < G				合の減免率(%)										
(G - H) × 100				減免基準額に満たない額の減免基準額に対する割合				0 ~ 5未満		5 ~ 10未満	10 ~ 15未満	15 ~ 20未満	20 ~ 30未満	30 ~ 40未満	40以上
G				適用する減免率											70 %
日割計算(減免期間の始まりが月の中途となった時は, その月の家賃は日割で計算します)															
a	b	c	d	e	f	g	h	i=(a*f+e*g)/h (一円未満の端数切捨て)							
基本家賃	減免率	減免開始日	減免額	減免後月額家賃	減免前日数	減免後日数	日割月日数	計算 (20,000 × 0 + 6,000 × 30) ÷ 30							
20,000	70%	R7.4.1	14,000	6,000	0	30	30	6,000							

基礎控除額表（月額）

収入金額別区分	1 人目	2 人目以降
円 円	円 円	円 円
0 ～ 15,000	0 ～ 15,000	0 ～ 15,000
15,001 ～ 15,199	15,001 ～ 15,199	15,000
15,200 ～ 18,999	15,200	15,000
19,000 ～ 22,999	15,600	15,000
23,000 ～ 26,999	16,000	15,000
27,000 ～ 30,999	16,400	15,000
31,000 ～ 34,999	16,800	15,000
35,000 ～ 38,999	17,200	15,000
39,000 ～ 42,999	17,600	15,000
43,000 ～ 46,999	18,000	15,300
47,000 ～ 50,999	18,400	15,640
51,000 ～ 54,999	18,800	15,980
55,000 ～ 58,999	19,200	16,320
59,000 ～ 62,999	19,600	16,660
63,000 ～ 66,999	20,000	17,000
67,000 ～ 70,999	20,400	17,340
71,000 ～ 74,999	20,800	17,680
75,000 ～ 78,999	21,200	18,020
79,000 ～ 82,999	21,600	18,360
83,000 ～ 86,999	22,000	18,700
87,000 ～ 90,999	22,400	19,040
91,000 ～ 94,999	22,800	19,380
95,000 ～ 98,999	23,200	19,720
99,000 ～ 102,999	23,600	20,060
103,000 ～ 106,999	24,000	20,400
107,000 ～ 110,999	24,400	20,740
111,000 ～ 114,999	24,800	21,080
115,000 ～ 118,999	25,200	21,420
119,000 ～ 122,999	25,600	21,760
123,000 ～ 126,999	26,000	22,100
127,000 ～ 130,999	26,400	22,440
131,000 ～ 134,999	26,800	22,780
135,000 ～ 138,999	27,200	23,120
139,000 ～ 142,999	27,600	23,460
143,000 ～ 146,999	28,000	23,800
147,000 ～ 150,999	28,400	24,140
151,000 ～ 154,999	28,800	24,480
155,000 ～ 158,999	29,200	24,820
159,000 ～ 162,999	29,600	25,160
163,000 ～ 166,999	30,000	25,500
167,000 ～ 170,999	30,400	25,840
171,000 ～ 174,999	30,800	26,180
175,000 ～ 178,999	31,200	26,520
179,000 ～ 182,999	31,600	26,860
183,000 ～ 186,999	32,000	27,200
187,000 ～ 190,999	32,400	27,540
191,000 ～ 194,999	32,800	27,880
195,000 ～ 198,999	33,200	28,220
199,000 ～ 202,999	33,600	28,560
203,000 ～ 206,999	34,000	28,900
207,000 ～ 210,999	34,400	29,240
211,000 ～ 214,999	34,800	29,580
215,000 ～ 218,999	35,200	29,920
219,000 ～ 222,999	35,600	30,260
223,000 ～ 226,999	36,000	30,600
227,000 ～ 230,999	36,400	30,940
231,000 ～	(※)	(※)

※ 収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加すること
に、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算
する。

収入申告

1 収入申告書の提出

次年度の家賃を決定するため、毎年6月頃に「収入申告書」の用紙を入居者に配布します。入居者の義務として、家族全員の収入を証する書類などを添付し、提出を受けます。

なお、申告されない場合及び収入を証する添付書類が不足している場合は、最も高い家賃となります。

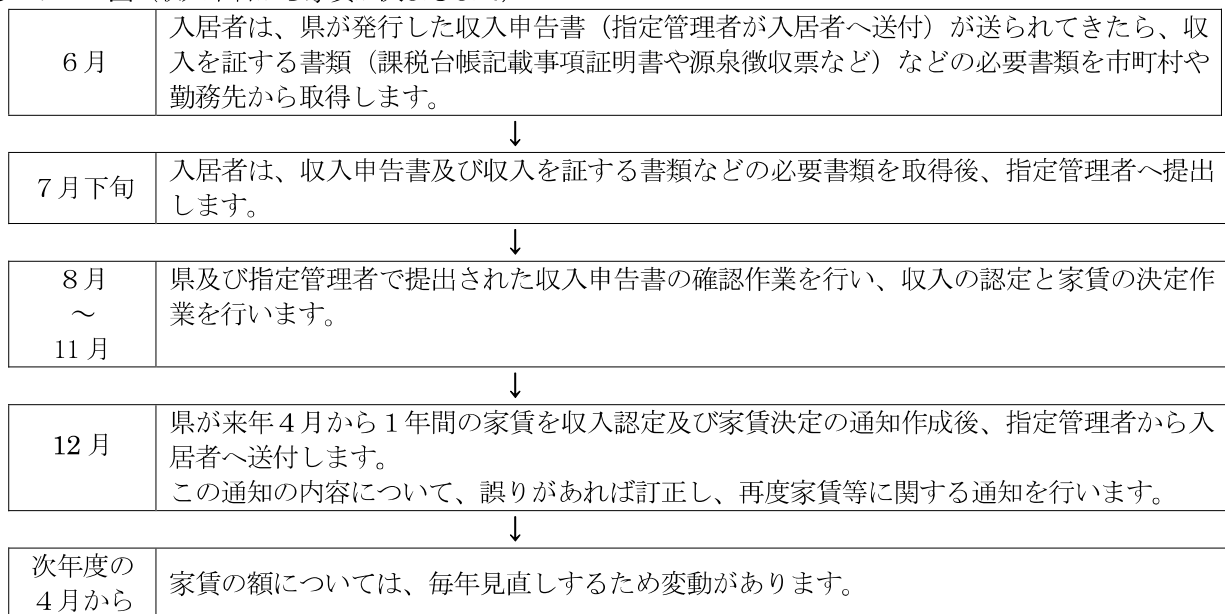
2 収入認定

収入申告の結果、「収入認定」を行い、次年度の家賃額をお知らせします。

3 収入認定の更正又は再認定

収入の認定に異議がある場合は、収入の更正を求めることができます。また、収入認定後に同居者の人数の増減など状況の変化が発生した場合は、再認定を申請することができます。

○ フロー図（収入申告から家賃が決まるまで）



○ 必要な添付書類（収入を証する書類、裁量階層であることを証する書類など）

① 本人はもちろんのこと、入居されている方で16歳以上（高校生を含む）の全員について、次ページの区分に応じて必要な書類を提出してください。

② 入居している方が異動している場合の手続きは、次のとおりです。

子どもが生まれた	住民票の写しを収入申告書に添付 (既に県に異動届を提出済の方は提出不要です)
同居者が死亡、転出して いる場合	住民票の除票の写しを収入申告書に添付 (既に県に異動届を提出済の方は提出不要です)

③ 次に該当する場合は、別に手続きが必要です。なお、既に県に必要な手続きを取っている場合は不要です。

名義人が転出又は死亡した場合	入居承継手続
新しい同居者が同居している場合	同居申請手続

(注) 転出とは、名義人の離婚等で住民票等で異動が確認できる場合あり、単身赴任等は含みません。

添 付 書 類 一 覧 表

収入の有無・裁量階層等の区分	区 分		必 要 な 書 類
Ⅰ 収入のある方	(ア) 令和6年1月1日から現在まで勤務先などに異動がない人	給与収入の方	① 令和6年度課税台帳記載事項証明書 ② 令和5年分の源泉徴収票の写し（これらの書類のいずれか一つ）
		事業収入の方	① 令和6年度課税台帳記載事項証明書 ② 令和5年確定申告書の写し（これらの書類のいずれか一つ）
	(イ) 令和6年1月2日から現在までに次の変化があった人	給与収入の方 転職又は新たに就職をした (パート又はアルバイトを含む)	収入申告書の裏面にある「給与支給証明書」に現在の勤務先で証明を受けて提出してください。
		事業収入の方	提出書類については、窓口にお問い合わせください。
	(ウ) 年金・恩給の方		① 令和6年度課税台帳記載事項証明書 ② 令和5年分の源泉徴収票の写し ③ 年金、恩給の振込通知書の写し（これらの書類のいずれか一つ）
	(エ) 上記(ア)～(ウ)の複数の収入がある方		(ア), (イ), (ウ)それぞれに該当する収入を証する書類をすべて提出してください。 (ただし、課税台帳記載事項証明書を添付する場合はそれだけで可。)
Ⅱ 収入のない方	(ア) 専業主婦など無収入の方		A 専業主婦の方や収入のない16歳以上の方（高校生を含む）は、課税台帳記載事項証明書を提出してください。 B 失業中の方や退職して無職となった方は、「雇用保険受給資格者証」の写し、離職票又は退職された会社の証明書等を提出してください。
	(イ) 現在生活保護を受けている方		生活保護受給証明書
Ⅲ 裁量階層の方	A 身体障害者（1級～4級）		身体障害者手帳の写し
	B 精神障害者（1級・2級）		精神障害者保健福祉手帳の写し
	C 知的障害者（最重度・重度・中度）		療育手帳の写し
	D 高齢者（令和5年10月1日現在、名義人が60歳以上の方。 なお、同居者がいる場合には、そのいずれもが60歳以上、又は18歳未満のとき。）		住民票の写し（同居者がいる場合は全員） (ただし、過去の収入申告時に提出された方は提出する必要はありません。)
	E 戦傷病者（特別項症から第6症項まで、第1款症）		戦傷病者手帳の写し
	F 原爆被爆者（医療給付受給者に限る。健康管理手当受給者は除く。）		医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
	G 引揚者（引揚げ後5年間）		引揚げ証明書の写し
	H ハンセン病療養所入所者等（「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方）」		ハンセン病療養所入所者等であることの証明
	I 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯		住民票の写し（同居者がいる場合は全員） (ただし、過去の収入申告時に提出された方は提出する必要はありません。)
Ⅳ 別居扶養親族及び特別控除に該当する方			別居扶養控除又は特別控除に該当することを証する書類を添付してください。

「収入申告書」の提出について



説明内容をご確認の上、提出してください。

マイナンバーの届出をされている場合も収入申告書の提出は必要です。

毎年度、世帯収入の額に応じた家賃を決定するため、あなたの世帯の収入を申告していただくこととなっています。申告に当たっては、次の内容をよくお読みいただき、提出期限までに必要書類（収入を証する書類、裁量階層であることを証する書類など）とともに提出してください。

この申告に基づき、あなたの令和8年4月から1年間の家賃を決定します。

なお、申告のない場合及び収入を証する添付書類が不足している場合は最も高い家賃となりますので、必ず収入申告書と必要な書類を提出してください。

1 申告の対象者

現在県営住宅に入居されている方**全員**

2 提出期限

提出期限 令和7年7月31日（木）

3 提出先

住宅所在地を担当する指定管理者（12ページの「問い合わせ先」のとおり）に提出してください。住宅管理者のいる住宅の方は住宅管理者へ提出することもできます。

4 提出書類

(1) 収入申告書

- ① 申告の対象となる収入は、原則として令和6年1月1日から令和6年12月31日までのものです。

〔退職された方や現在の勤務先に令和6年1月2日以降に採用された方は、勤務の状況に応じて算出した収入額を用いることもできます。〕

- ② 本人のほか、入居している方全員の名前等を記入して提出してください。

(2) 必要な添付書類（収入を証する書類、裁量階層であることを証する書類など）

- ① 本人のほか、入居している方で16歳以上（令和7年度中に満16歳になる方を含む）の全員について、次の②～④に記載する必要な書類を提出してください。
- ② 必要な書類（収入を証する書類）は、場合により異なりますので、次ページ以下をよくお読みのうえ、必要な書類を添付してください。

I 収入のある方

収入の種類に応じて次表に記載する収入を証する書類を提出してください。複数の種類の収入がある方は、それぞれに該当する収入を証する書類をすべて提出してください。

令和7年度の課税台帳記載事項証明書（※）を提出する場合は、源泉徴収票の写し、確定申告書の控え、年金、恩給の振込通知書の写しの提出は不要です。

収入の種類	収入を証する書類	または
給与収入の方	令和6年分の源泉徴収票の写し	令和7年度 課税台帳記載事項証明書 (※)
事業収入の方	令和6年分税務署提出確定申告書の控え (税務署が受付したことがわかるもの)	
年金・恩給の方	年金、恩給の最新の振込通知書の写し	

《マイナンバー届出済みの方は、上記書類の添付を省略することができます。》

令和6年1月2日以降に、転職等により収入に変化があった場合

転職等により収入が減少した場合などは、「給与支給証明書」（11ページに掲載しています。）に現在の勤務先で証明を受け、収入を証する書類として提出することもできます。

（給与支給証明書を基に一年間の収入を算出します。なお、この場合は、**マイナンバー使用による添付書類の省略をすることはできません。**）

II 収入のない方

A 16歳以上（令和7年度中に満16歳になる方を含む）で無収入の方（被扶養者等）は、令和7年度課税台帳記載事項証明書（※）を提出してください。**《マイナンバー届出済みの方は添付を省略することができます。》**

B 失業中の方や退職して無職となった方は、「雇用保険受給資格者証」の写し、「離職票」の写し、「退職日の記載がある給与所得の源泉徴収票」又は「退職された会社の証明書」等を提出してください。**《収入に失業・退職を反映させるため、マイナンバー届出済みの方も提出してください。》**

III 生活保護を受けている方

生活保護受給証明書を提出することでI、IIの書類の提出に代えることができます。

《マイナンバー届出済みの方は添付を省略することができます。》

※ 課税台帳記載事項証明書について

自治体により名称が異なる場合があります。（市民税・県民税課税台帳記載事項証明書、所得課税証明書など。）所得金額と税金の額が記載されている証明を取得してください。

③ 裁量階層に該当する場合の添付書類

《マイナンバー届出済みの方も書類の添付を省略することはできません。》

次表のいずれかに該当する世帯は、裁量階層に該当しますので、区分ごとに必要な書類を提出してください。裁量階層とは、高齢者、障害者などの特に居住の安定を図る必要がある方で収入超過基準を緩和しています。

なお、別居扶養親族は裁量階層の判定の対象となりません。

また、複数に該当する方は、いずれか一つの書類を提出してください。

裁 量 階 層 の 区 分	提出する書類
A 身体障害者（１級～４級）	身体障害者手帳の写し
B 精神障害者（１級又は２級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
C 知的障害者（最重度㊤・重度Ａ・中度㊢）	療育手帳の写し
D 高齢者 〔令和７年１０月１日現在、名義人が６０歳以上の方。 同居者がいる場合には、そのいずれもが６０歳以上のとき。〕	
E 戦傷病者（特別項症から第６項症まで、第１款症）	戦傷病者手帳の写し
F 原子爆弾被爆者 （医療給付受給者に限る。健康管理手当受給者は除く）	医療特別手当証書又は特別手当証書の写し
G 引揚者（引揚げ後５年間）	引揚げ証明書の写し
H ハンセン病療養所入所者等 〔「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第２条に規定する方〕	ハンセン病療養所入所者等であることの証明
I 同居者に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者がいる世帯	

④ 別居扶養親族及び特別控除（収入申告書裏面参照）に該当する方の必要書類

《マイナンバー届出済みの方も書類の添付を省略することはできません。》

別居扶養控除又は特別控除に該当することを証する書類（氏名を確認できるもの）を添付してください。

※身体障害者手帳の写し等は、有効期限の確認等が必要なため、提出をお願いします。

5 問い合わせ

次のような場合は、１２ページに記載している問い合わせ先にご相談ください。

- ① 収入申告書の記入方法や必要書類など収入申告について、不明な点がある場合
- ② 高齢、病気などにより、自分で記入できない場合や必要書類を準備できない場合

6 その他

入居している方が異動している場合の手続は、次のとおりです。

① 子どもの出生、同居者の転出又は死亡

子どもが生まれた	異動届及び住民票の写し（続柄がわかるもの）を収入申告書に添付 (既に県に異動届を提出済の方は提出不要です)
同居者が死亡、転出している場合	異動届及び住民票の除票の写しを収入申告書に添付 (既に県に異動届を提出済の方は提出不要です)
同居者が離婚により転出している場合	異動届及び離婚が確認できる戸籍謄本を収入申告書に添付 (既に県に異動届を提出済の方は提出不要です)

※ 異動届が必要な方は、指定管理者に連絡をしてください。

② 次に該当する場合は、別に手続きが必要ですので、必ず問い合わせ先へ連絡してください。なお、既に県に必要な手続を取っている場合は不要です。

入居している方の異動内容	必要な手続
名義人が転出又は死亡した場合	入居承継手続
新しい同居者が同居している場合	同居申請手続

(注)転出とは、名義人の離婚等であり、単身赴任等は含みません。

収入申告書についての Q & A

Q 1 課税台帳記載事項証明書は、どこで取るのですか。

A 令和 7 年 1 月 1 日に住民登録をしていた市町村（課税課、市民税課など）で 6 月以降に発行されます。

Q 2 専業主婦等無収入の場合、証明書類は必要ですか。

A 必要です。無収入である事を確認するため課税台帳記載事項証明書を提出してください。

Q 3 今年 2 月に入居申し込みをし、その時収入証明書類を提出しましたが、また提出しなければならないのですか。

A 今回の収入申告は、令和 8 年 4 月分からの家賃を決定するための手続きですので、お手数ですが必要な添付書類とともに収入申告書を提出してください。

Q 4 マイナンバー（個人番号）の届出をしても収入申告書の提出は必要ですか。

A マイナンバーの届出の有無に関わらず収入申告書は必ず提出してください。

マイナンバーを届出されている方は、課税台帳記載事項証明書や源泉徴収票などの収入を証する書類、裁量階層に該当する場合の添付書類（身体障害者手帳の写し等）の添付を省略することができます。

Q 5 今年になってから、収入変動申出、入居承継又は家賃減免申請等を行い、収入書類を提出しましたが、今回また提出しなければならないのですか。

A 今回の収入申告は、今年度の収入認定に必要な書類であるとともに、令和 8 年 4 月分からの家賃を決定するために重要な書類となります。お手数ですが同じ書類を提出してください。

Q 6 現在年金収入と給与収入の両方があるのですが。

A 年金収入と給与収入の両方の収入を証する書類を添付してください。課税台帳記載事項証明書には、両方の収入が記載されています。

Q 7 収入申告書提出期限後、住宅を明け渡す予定です。収入申告書の提出は必要ですか。

A 提出してください。（ただし、住宅の明渡届を既に提出している方は除きます。）

Q 8 昨年10月に転職し、現在の会社での勤務期間が1年未満なのですが、年間所得金額はどのように扱われるのですか。

A 原則として令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの所得を年間所得として取扱いますが、転職等により以前よりも所得が減少している場合などは、転職後の収入を転職後の月数で割った額に 12 をかけた額により、所得税法第 2 編第 2 章第 1 節から第 3 節までの例に準じて算出した額を年間所得金額として申告することもできます。（詳しくは、12 ページに記載している問い合わせ先にご相談ください。）

Q 9 寡婦控除及びひとり親控除はどのような場合に受けられますか。

A 平成 30 年度の税制改正で、ひとり親控除は婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計の子を有している場合に該当し、寡婦控除は、ひとり親控除に該当しない所得税法の寡婦に該当する方が受けられるようになりました。

収入申告書の記載例

		①	②	③	④	⑤						⑥	
	本人との 続 き 柄	フリガナ	生年月日 (年齢)	勤務先名 (学校)	年間所得金 額	特 別 控 除						特記 事項	
		氏 名				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		
本人	1	本人	ヒロシマ イチロウ 広島 一郎	(年別)〇・4・4 (38 歳)	〇〇株式会社 TEL000-0000	2、000、 000	特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
同居 居 人	2	妻	ヒロシマ ハナコ 広島 花子	(年別)〇・7・14 (37 歳)	〇〇株式会社 TEL000-0000	400、000	特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	パート
	3	子	ヒロシマ ジロウ 広島 二郎	(年別)〇・12・20 (10 歳)	〇〇小学校〇年生		特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
	4	子	ヒロシマ サブロー 広島 三郎	(年別)〇・1・23 (4 歳)	〇〇幼稚園		特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
	5			・ ・ (歳)			特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
	6			・ ・ (歳)			特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
	7			・ ・ (歳)			特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
別居 扶 養 親 族	8			・ ・ (歳)			特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
	9			・ ・ (歳)			特 障	障 害	70 歳 (扶)	特 扶	寡 婦	ひ 親	
⑦ 裁量階層の区分の該当 (該当するものがあれば番号を○ で囲んでください。なお、別居扶 養親族は該当しません。)				1 身体障害者世帯 (1級～4級) 2 精神障害者世帯 (1級又は2級) 3 知的障害者世帯 (最重度～中度) 4 戦傷病者世帯 (特別項症から第6項症、第1款症) 5 原爆被爆者世帯 (医療特別手当、特別手当) 6 引揚者世帯 (引揚げ後5年間) 7 ハンセン病療養所入所者等世帯 8 高齢者世帯 (入居者が60歳以上の者であり、か つ、同居者のいずれもが60歳以上の者である場合) 9 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある者がいる場合									

【①から⑦の説明】

- 収入申告書提出日現在、住宅に住んでいる方及び住民票がある方全員と、別居しているが所得税法上扶養している方の氏名及びフリガナをそれぞれ記入してください。
- 今年の10月1日現在の年齢を記入してください。
- 勤務している方は、勤務先名と電話番号を、学生の方は学校名・学年等を記入してください。
- 課税台帳記載事項証明書では所得金額、源泉徴収票では給与所得控除後の金額、その他所得金額が分からない場合は収入金額(支払合計金額等)を記入してください。ただし、退職等で所得に変動があった方は記入しないで下さい。
- 該当する方は、その欄に○をしてください。
 イ 特 障 所得税法上の特別障害者控除を受けている方
 ロ 障 害 所得税法上の障害者控除を受けている方
 ハ 70歳(扶) 扶養親族又は控除対象配偶者のうち、今年の10月1日現在で70歳以上の方
 ニ 特 扶 扶養親族のうち、今年の10月1日現在で16歳以上23歳未満の方
 ホ 寡 婦 入居者又は同居者のうち、所得税法の寡婦に該当する方
 ヘ ひ 親 入居者又は同居者のうち、所得税法のひとり親に該当する方
- アルバイト、パート、退職等を記載してください
- 裁量階層とは、収入超過基準を緩和するための階層です。該当があれば○をしてください。

給 与 支 給 証 明 の 記 載 例

氏 名	住 所	採用年月日	勤務年数
広島花子 (昭・平○年5月5日生)	広島市西区○○○	R. ○. 10. 1	9ヶ月

支給年月日	給与・手当	賞 与	計	支給年月日	給与・手当	賞 与	計
○. 10. 25	100,000		100,000	○. 5. 25	100,000		100,000
○. 11. 25	100,000		100,000	○. 6. 25	100,000		100,000
○. 12. 25	100,000	50,000	150,000	. .			
○. 1. 25	100,000		100,000	. .			
○. 2. 25	100,000		100,000	. .			
○. 3. 25	100,000		100,000	合 計	900,000	50,000	950,000
○. 4. 25	100,000		100,000				

控除対象配偶者の有無等		16歳未満扶養親族	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本人が		寡婦	ひとり親	扶養親族名と続柄
有・無	老人		老人特定	その他	特 別	その他	特別障害者	その他の障害者			
			人	人	人	人					

上記の者は、現在、勤務し、上記のとおり支払ったことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

所 在 地 広島市西区
名 称 及 び スーパー○○○
代 表 者 氏 名 社長□□□□

代表者印

TEL
担当者
氏 名

- (注) 1 現在の勤務先へ昨年の1月1日以前から引き続き勤務している方は、この証明書ではなく、源泉徴収票の写し又は課税台帳記載事項証明書を添付してください。
- 2 手当の中には、課税対象とならない通勤手当は含まないでください。
- 3 同月に支給日が複数ある場合(給与と賞与が異なる日に支給される場合等)は、枠内に段を設けて記入してください。

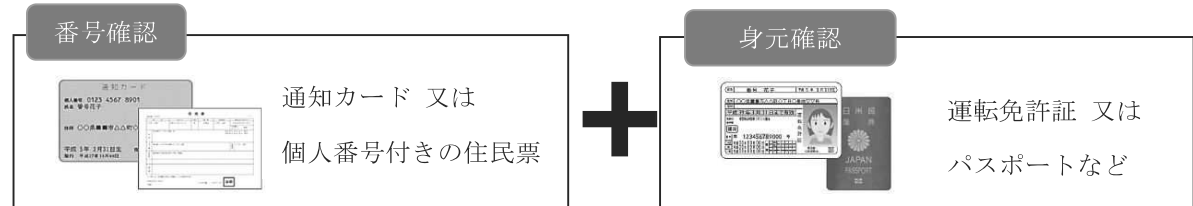
現在の勤務先に令和6年1月2日以降に採用され、それ以前に比べて収入が減少した場合に提出してください。

マイナンバーの届出方法

既にマイナンバー届出済みの方は、再度届出する必要はありません。

新たに届出を行う場合は、以下の注意事項をご確認の上、届出を行ってください。

- (1) 個人番号届出書（次ページに掲載しています。）に、同居者分（16歳以下も対象）も併せてマイナンバーを記入し、提出してください。
- (2) マイナンバーを提供する際には番号と身元が確認できる書類の提示が必要です。



- ・ 通知カードがお手元がない場合又は通知カードの氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合は、個人番号が記載された住民票を提出してください。
- ・ 身元確認書類で顔写真がないものは、2種類以上を組み合わせ提出してください。

例：国民健康保険被保険者証と年金手帳

- ・ 個人番号カードは、これ一枚で「個人番号の確認」と「身元確認」ができます。
- ・ 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。

※個人番号通知書(令和2年5月25日以降発行)は、マイナンバーを確認する書類としては利用できません。



- (3) 提供いただける場合、指定管理者の事務所へ持参又は郵送してください。
- (4) 郵送の場合、番号確認書類や身元確認書類の写しを同封してください。
- (5) 指定管理者の事務所へ郵送する場合、事故を防ぐため、書留等の追跡可能な手段を使うようお願いします。

個人番号届出書

広島県知事 様

住 所	県 営 〒	住 宅 号 館 号
氏 名		
電話番号		

県営住宅の入居及び家賃決定等に係る個人情報について、氏名及び個人番号を届け出ます。

項番	入居者 続柄	氏名	個人番号
1	本人	氏 名	
2	同居者	氏 名	
3	同居者	氏 名	
4	同居者	氏 名	
5	同居者	氏 名	
6	同居者	氏 名	
7	同居者	氏 名	
8	同居者	氏 名	

注1 個人番号を利用する事務は次のとおりです。

- ・収入の申告の受理、認定及び家賃の決定に関する事務
- ・高額所得者又は保管義務違反者等に対する県営住宅の明渡しの請求に関する事務
- ・高額所得者認定に関する事務
- ・高額所得者に対する金銭の決定及び徴収に関する事務
- ・高額所得者による明渡し期限を延長する申請の受理、審査、決定及び通知に関する事務
- ・県営住宅の入居者の収入の状況の報告の請求等に関する事務

注2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第16条の規定により、個人番号の提供の際は、本人確認に必要な書類を提示し、又はその写しを提出してください。

**個人番号を未届の方は、この様式を使用してください。
届出済みの方については、再度の提出は不要です。**

【確認欄】

項番	確認者		番号確認・身元確認を行った日	番号確認・身元確認の方法	代理権の確認日 (代理人による届出の場合)	住宅管理システム への入力日
	所属	氏名				
1				対面 ・ 書類		
2				対面 ・ 書類		
3				対面 ・ 書類		
4				対面 ・ 書類		
5				対面 ・ 書類		
6				対面 ・ 書類		
7				対面 ・ 書類		
8				対面 ・ 書類		

給 与 支 給 証 明 書

氏 名	住 所	採用年月日	勤務年数
(昭・平 年 月 日)			

支給年月日	給与・手当	賞与	計	支給年月日	給与・手当	賞与	計
				合 計			

控除対象配偶者の有無等		16歳未満扶養親族	扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)		本人が		寡婦	ひとり親	扶養親族名と続柄
有・無	老人		老人 特定	その他	特別 障害者	その他	特別 障害者	その他の 障害者			

上記の者は、現在当所に勤務し上記のとおり支払ったことを証明します。

令和 年 月 日

所 在 地

名 称 及 び

代 表 者 氏 名 _____ ㊞

担当者 TEL _____

氏 名 _____

- (注) 1 現在の勤務先へ昨年の1月1日以前から引き続き勤務している方は、この証明書ではなく、源泉徴収票の写し又は課税台帳記載事項証明書を添付してください。
- 2 手当の中には、課税対象とならない通勤手当は含まないでください。
- 3 同月に支給日が複数ある場合(給与と賞与が異なる日に支給される場合等)は、枠内に段を設けて記入してください。

現在の勤務先に令和6年1月2日以降に採用され、それ以前に比べて収入が減少した場合に提出してください。

問 い 合 わ せ 先

住宅所在地等	指定管理者の名称及び事務所所在地	電 話 番 号
広島市 中区 〃 東区 〃 南区 〃 西区 〃 安佐南区 〃 安佐北区	県営住宅（広島南部地区、北部地区）指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稲荷町4-5 尾崎ビル3階	(082) 261-7907
海田町 熊野町 坂町 (平成ケ浜住宅を除く)	県営住宅（安芸地区）指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒736-0083 広島市安芸区矢野東5丁目1-15 クスノキビル103号室	(082) 889-5544
平成ケ浜住宅 (坂町) (第二、第三平成ケ浜住宅を除く)	県営平成ケ浜住宅指定管理者 フジタビルメンテナンス株式会社広島支店 〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18 日生みどりビル 12階	(082) 846-6361
大竹市 廿日市市	県営住宅（廿日市・大竹地区）指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒738-0033 廿日市市串戸一丁目9-44 竹本印刷所ビル 1階	(0829) 34-0140
呉市	県営住宅（呉地区）指定管理者 ビルックス株式会社 〒737-0004 呉市阿賀南一丁目8-49	(0823) 74-5963
竹原市 東広島市	県営住宅（東広島・竹原地区）指定管理者 株式会社くれせん東広島営業所 〒739-0025 東広島市西条中央三丁目26-58 クニヒロビル201号室	(082) 424-4877
三原市	県営住宅（三原地区）指定管理者 堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒723-0051 三原市宮浦四丁目8-24	(0848) 61-2215
尾道市	県営住宅（尾道地区）指定管理者 堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒722-0014 尾道市新浜一丁目14-11 誠和ビル1階	(0848) 24-2277
福山市 府中市	県営住宅（福山・府中地区）指定管理者 株式会社東急コミュニティー 〒720-0066 福山市三之丸町8-17 Kビル2階	(084) 973-3109
三次市 庄原市	県営住宅（三次・庄原地区）指定管理者 広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒728-0012 三次市十日市中一丁目13-36 グランドグレース十日市103	(0824) 62-6575